

## 当社仮想通貨販売所利用に際するご説明事項

### ■ 商号及び住所

会社名 Bitgate 株式会社

本社所在地 〒231-0014 神奈川県横浜市中区常盤町 2-11 KY 常盤町ビル 4F

### ■ 仮想通貨交換業者である旨及び当該仮想通貨交換業者の登録番号

関東財務局長 第 00012 号

### ■ 当該取引の内容

円貨とビットコインの交換

(なお、取扱う法定通貨・仮想通貨の種類は変更されることがございます。)

### ■ 取り扱う仮想通貨の概要

当社が取り扱う仮想通貨は、国が発行する本邦通貨又は外国通貨のような法定通貨とは異なります。また特定の者によりその価値を保証されているものではありません

ビットコインは、ピア・トゥー・ピア型のネットワークにより運営され、ブロックチェーンと呼ばれる公開分散元帳にその価値の所在を記録することにより成り立つ仮想通貨です。ノード（ネットワーク参加者）から別のノードへの通貨の移動は電子署名された取引で行われ、ネットワーク内の全てのノードが共通のブロックチェーンを持つことにより価値記録が共通されます。

### ■ 取り扱う仮想通貨の価値の変動を直接の原因として損失が生ずるおそれがあるときは、その旨及びその理由

世界中に存在するすべてのノードが同時間帯に保有するデータを失った場合、ブロックチェーンに記録された価値情報が失われる場合があります。

また、ビットコインの送信元である前主が同じビットコインを二重に譲渡した場合、自身に送信されたビットコインが失われる可能性があります。このような理由によりビットコインが失われることを防止するため、一般的には、自身に対するビットコイン送信が含まれているブロックの承認を 1 承認、それに続くブロックへの承認を 2 承認とし、合計 6 以上の承認が得られるまで決済を待つことが行われています。

### ■ 前号に掲げるもののほか、当該取引について利用者の判断に影響を及ぼすこととなる重要事由を直接の原因として損失が生ずるおそれがあるときは、その旨及びその理由

ビットコインの価値は、国内外のビットコイン取引所などにおける取引動向により左右されます。日本円に対するビットコインの価値は必ずしも一定ではないため、当該取引動向によってはお客様に不測の損害が生じる可能性があります。

#### ■ 区分管理の方法

- ・ 金銭の区分管理先：三菱東京 UFJ 銀行
- ・ 仮想通貨の区分管理方法：顧客の保有する仮想通貨の区分管理用のコールドウォレットを用意し、そのコールドウォレットに顧客の保有する総残高以上の仮想通貨を保有し、不足が生じた場合は5営業日以内に補充します。仮想通貨の秘密鍵に関しては代表取締役と担当者による複数者による承認（マルチング）を導入し、代表取締役の承認がなければ送金ができない態勢とする。なお、承認端末は分けて保管することにより代表取締役が単独でアクセスすることができない社内態勢といたしております。

#### ■ 手数料

- ・ 取引手数料：現在のところ無料です。
- ・ 入金手数料：弊社では入金手数料を徴収しておりませんが、弊社指定の銀行口座へ振込み入金を行うための振込手数料はお客様の負担となります。
- ・ 出金手数料：下記のとおりです。
  - 円の出金が 540 円（税込）
  - ビットコインの送信が 0.0003BTC（税込）

#### ■ 利用者からの苦情又は相談に応ずる営業所の所在地及び連絡先

〒231-0014

神奈川県横浜市中区常盤町 2-11 KY 常盤町ビル 4F

電 話：045-226-5750

メール：[cs@bitgate.co.jp](mailto:cs@bitgate.co.jp)

#### ■ 外国通貨で表示された金額について

当社販売所においては、外国通貨で表示された金額を取引に使用することはございません。

#### ■ 紛争解決の方法

当社は次の団体が行うあっせんを通じて紛争の解決を図ることにしています。

【東京弁護士会紛争解決センター】

〒100-0013

東京都千代田区霞が関1丁目1番3号 弁護士会館6階

電話：03-3581-2201

【第一東京弁護士会仲裁センター】

〒100-0013

東京都千代田区霞が関1-1-3 弁護士会館11階～13階

電話：03-3595-8585

【第二東京弁護士会仲裁センター】

〒100-0013

東京都千代田区霞が関1-1-3 弁護士会館9階

電話：03-3581-2255

以上